

お知らせ

町より

行政

行政相談委員委嘱のお知らせ

このたび、氷川町では松田幹男さん(河原)と田口英輔さん(新村北)が総務大臣から行政相談委員に委嘱(再任)されました。

行政相談委員は、行政相談委員法という法律に基づき、行政運営の改善等に熱意を有する方に委嘱するものです。

行政相談委員は、住民の皆さまの毎日の暮らしの中で感じた、役場の仕事についての苦情や要望などを直接受け付け、住民と役場のパイプ役となり、その解決・実現のお手伝いをします。相談は無料で秘密は守られます。

氷川町では、次のとおり定期的に相談所を開設しておりますので、お気軽にお越しください。

日時

偶数月第3金曜日 10時～15時

場所

氷川町健康センター健康相談室

問 総務課 行政係

☎52・7111

町民環境

特設人権相談所の開設

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、皆さまとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。

八代人権擁護委員協議会では、この活動の一環として「特設人権相談所」を開設します。氷川町には町が推薦し、法務大臣から委嘱された人権擁護委員がおられます。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

日時

6月1日(月) 10時～15時

場所

宮原福祉センター

◆氷川町の人権擁護委員

・伊藤直江さん(北鹿野)

・永田俊雄さん(高塚)

・守正信さん(河原)

・宮村惇さん(西上宮)

・新垣有美子さん(西上宮)

問 町民環境課 町民環境係

☎52・5851(直通)

熊本地方務局 八代支局

☎32・2654

農政

氷川町い業機械再生支援事業

いぐさ専用機械の老朽化や機械

は終了となります。

問 農業振興課 農政係

☎52・5854(直通)

農産

繁殖期の野鳥保護および指導取締強化月間について

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが落ちていても、必ず親鳥が保護しますので拾わないようにしましょう。

また、熊本県では5月10日からの1カ月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲などの防止に取り組んでいます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、メシロの愛がん飼養目的の捕獲につきましては、鳥獣の乱獲を助長する恐れがあることから、平成24年4月1日より、新たな捕獲の許可はしないこととしています。

詳しくは役場農業振興課または熊本県南広報本部林務課にお問い合わせください。

問 農業振興課 農産係

☎52・5854(直通)

熊本県南広報本部林務課

☎33・3604(直通)

農業収入安定化事業の補助率引き上げ

町では熊本県農業共済組合が行う共済事業のうち家畜・果樹・園芸



ふるさと氷川応援寄附金の受付状況

平成20年度よりスタートしました「ふるさと氷川応援寄附金(ふるさと納税制度)」の平成27年3月31日現在の受付状況を報告します。ご寄附をいただいた皆さま、本当にありがとうございました。寄附金は、6つの事業の中から寄附者のご指定いただいた事業に活用させていただきます。

- ◆平成26年度寄附件数 20件(寄附累計 94件)
- ◆平成26年度寄附金額 682,100円(寄附金累計 5,869,100円)

【平成26年度寄附金内訳】

事業の区分	金額
①ふるさとを豊かにする地場産業の育成に関する事業	15,100円
②ふるさとをの父母兄弟のための福祉、医療および健康づくりに関する事業	140,000円
③ふるさとをの次代を担う子どもたちの教育、子育て支援に関する事業	400,000円
④ふるさとをの水や緑の環境保全および景観の維持、再生に関する事業	—
⑤ふるさとをの地区コミュニティの支援など地区づくりに関する事業	—
⑥その他町長がふるさとのために必要と認める事業	127,000円

計682,100円

寄附金は、適正に管理運用するため「ふるさと氷川応援基金」に積み立てており、これまで積み立てた寄附金は、平成24年度に3,592,000円を活用させていただいております。今後とも多くの皆さまのご支援をお待ちしております。

お問い合わせ先：企画財政課 財政係 ☎52・5850

施設共済掛金の一部を補助する事業を実施しています。平成27年度から共済掛金納入額に対する補助率を45%から50%に引き上げました。事業について、詳しくはお問い合わせください。

- ◆対象となる人
- ・町税滞納者
- ・認定農業者ではない人
- ・生産調整未達成者(減反未達成者)

問 農業振興課 農産係
☎52・5854(直通)

商工観光

住宅リフォーム等補助事業

地域経済の活性化や町民の居住環境の向上を図るため、町内の登録店を利用して、自宅の修繕や補修、増改築、空き家の解体などを行う場合に、その経費の一部を助成します。

◆補助額

対象工事費が10万円以上の工事費の20%(上限額20万円)

※申込時点ですでに着手している工事や、申請手続き中に着手する工事は対象となりません。

◆補助対象者

次の要件を満たす人
①本町に住居登録をし、対象家庭に居住していること。ただし、空き家の解体工事の場合は、家屋

の所有者であれば町外居住者でも可
②町税などを滞納していないこと
③これまでこの事業の助成を受けていないこと

県より

弁護士による特別労働相談

熊本県しごと相談・支援センターでは、労働時間、賃金、解雇などの労働条件に関することや職場でのトラブルについて、問題解決に向けた助言を行っています。

より高度で専門的な助言が必要な場合は、弁護士による無料の特別労働相談も行っていきますので、事前に予約の上、お越しください。

問 熊本県しごと相談・支援センター
☎096・3352・3613